

令和2年度第1回 静岡地域医療構想調整会議

日 時 令和2年7月15日(水) 午後7時15分～
場 所 静岡市静岡医師会館 3階講堂

次 第

議長及び副議長の選出

○ 議 題

- 1 第8次静岡県保健医療計画の中間見直しについて
- 2 令和元年度病床機能報告について
- 3 令和2年度病床機能分化促進事業費補助金の実施について
- 4 静岡徳洲会病院における非稼働病床の再稼働について
- 5 山の上病院における非稼働病床の再稼働について
- 6 静岡圏域の診療所における病床の設置について

○ 報 告

- 1 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の現状について
- 2 地域医療介護総合確保基金（医療分）について
- 3 静岡県外来医療計画について
- 4 静岡県医師確保計画について

○ その他の資料

	座席表、構成員名簿、設置要綱
資料1	第8次静岡県保健医療計画の中間見直しについて
資料2	令和元年度病床機能報告の集計結果の状況
資料3	非稼働病床を有する有床診療所、病院について
資料4	令和2年度病床機能分化促進事業費補助金の実施について（静岡圏域）
資料5	静岡徳洲会病院における非稼働病床の再稼働について
資料6	山の上病院における非稼働病床の再稼働について
資料7	静岡圏域の診療所における病床の設置について
資料8	公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に係る経緯と対応
資料9	地域医療介護総合確保基金（医療分）
資料10	静岡県外来医療計画
資料11	静岡県医師確保計画
参考資料	地域医療構想の進め方

第1回 静岡地域医療構想調整会議 名簿

No	所属団体名	役職	氏名	
1	静岡市静岡医師会	会長	福地 康紀	新任
2	静岡市清水医師会	会長	望月 篤	新任
3	庵原医師会	会長	日野 昌徳	
4	静岡市静岡歯科医師会	会長	片山 貴之	
5	静岡市清水歯科医師会	会長	土谷 尚之	
6	静岡市薬剤師会	会長	秋山 欣三	
7	清水薬剤師会	会長	滝口 智子	新任
8	静岡県看護協会(静岡地区支部)	支部長	牛之濱 千穂子	
9	静岡赤十字病院	院長	磯部 潔	欠席
10	静岡済生会総合病院	院長	石山 純三	
11	静岡市立静岡病院	病院長	小野寺 知哉	新任
12	静岡県立総合病院	院長	田中 一成	
13	静岡市立清水病院	病院長	藤井 浩治	
14	JA静岡厚生連静岡厚生病院	病院長	水野 伸一	
15	JA静岡厚生連清水厚生病院	病院長	中田 恒	
16	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	院長	内野 直樹	新任
17	静岡県慢性期医療協会 静岡県老人保健施設協会 (医療法人社団 秀慈会 白萩病院 萩の里)	理事長	萩原 秀男	
18	静岡県精神科病院協会 (溝口病院)	理事長	溝口 明範	
19	静岡県保険者協議会 (全国健康保険協会静岡支部)	企画総務 グループ長	名波 直治	
20	静岡県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム 羽鳥の森)	施設長	前田 万正	
21	静岡市保健福祉長寿局	保健衛生 医療部長	羽根田 信人	新任
22	静岡市保健所	所長	加治 正行	
23	静岡県中部保健所	所長	岩間 真人	

オブザーバー	静岡県地域医療構想アドバイザー	静岡県医師会副会長 浜松医科大学特任教授	小林 利彦	
オブザーバー	静岡県地域医療構想アドバイザー	浜松医科大学特任准教授	竹内 浩視	
オブザーバー	静岡徳洲会病院	院長	山之上 弘樹	
オブザーバー	山の上病院	理事長	小高 孝治	
オブザーバー	静岡ホームクリニック	理事長	内田 貞輔	

令和2年度 第1回静岡地域医療構想調整会議座席表

水野委員	藤井委員	田中委員	小野寺委員	石山委員
------	------	------	-------	------

カメラ席

中田委員

内野委員

萩原委員

溝口委員

名波委員

前田委員

出入口

出入口

牛之濱委員

滝口委員

秋山委員

谷委員

片山委員

日野委員

望月委員

福地委員

竹内アドバイザー	小林アドバイザー	岩間委員	(議長席)	羽根田委員	加治委員
----------	----------	------	-------	-------	------

オブザーバー

静岡ホームクリニック

オブザーバー

静岡徳洲会病院

山の上病院

傍聴席

事務局

事務局

事務局

傍聴席

事務局

事務局

事務局

静岡地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の14第1項に定める「協議の場」として静岡地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、静岡県中部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の会務を總理する。
- 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県中部保健所長が招集する。

(議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県中部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。